

企画提案型搬出間伐等促進事業に係る特記仕様書

1 適用範囲

この事業は、長野県林業公社造林事業仕様基準のほか、この特記仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 一般的事項

- (1) 作業に当たっては、労働安全衛生関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について十分な注意を払うこと。
- (2) 事業地内の火災予防に万全を期すること。
- (3) 明示のない事項及び不明な点については、すべて別途指示を受けて行うこと。

3 地域住民等への情報提供と公衆災害の防止

- (1) 施工者は、重機の搬入、搬出及び木材の搬出に当たっては、予めその作業の概要を施工地付近の住民の方々に情報提供するとともに、その協力を求めなければならない。
- (2) 施工者は、運搬事業者と連絡を密にし、公衆災害の防止に努めなければならない。

4 伐 木

- (1) 間伐方法は列状とし、定められた立木を全て伐採すること。
- (2) 伐採木は、できるだけ地際より伐採すること。
- (3) かかり木は、厚生労働省労働基準局の定めるガイドラインに基づき適正な処理を行うこと。
- (4) かかり木等でやむを得ず支障木として、伐倒しなければならないものは、甲の指定する監督員の指示を受けるものとする。

5 集 材

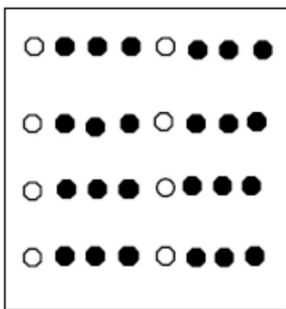
- (1) 集材は、全木集材とし、残存木及び搬出材に損傷等を与えないこと。
- (2) 搬出のため、森林作業道等を開設する場合は、監督員の指示に従うものとし、独自で開設する作業道等については、地権者の同意を得たうえで開設すること。
- (3) 作業上資材を必要とし、社営林内の材を使用する場合は、あらかじめ監督員に申し出て、その指示に従い使用するものとする。
- (4) 作業上生じた支障木については、その都度監督員の承認を受けて伐倒し、利用可能なものは、その指示に基づき搬出するものとする。
- (5) その他必要な事項については、監督員の指示を受けるものとする。

6 造材

- (1) 造材は、原則として土場で行うこと。ただし、作業上、土場以外で造材の必要性が生じた場合は、監督員に相談し、指示を受けるものとする。
- (2) 造材においては、直近の市場動向を調査し有利販売できるよう努めること。
- (3) 元口の処理に当たっては、商品価値が下がらないよう留意すること。
- (4) C材等、市場又は山土場での検知によりがたい場合は、トン数から材積を求めること。
- (5) 造材した素材は、契約期間内に自社買取りを含め処理を完了すること。

7 出来形管理基準

- (1) 出来形を管理する標準地プロットは、事業面積に応じて次のとおり設定すること。
 - ア 0.1ha 以上 5.0ha 未満の場合は、1 箇所以上
 - イ 5.0ha 以上 10.0ha 未満の場合は、2 箇所以上
 - ウ 10.0ha 以上の場合は、3 箇所以上
- (2) 測定方法等は次のとおりとする。

区分	工種	項目	測定基準	測定箇所等
間伐 (搬出)	列状 間伐	残存木 本数及 び伐採 本数 (本)	プロット設定一 覧表により、水平 距離で 20m×20 m のプロットを 作成し確認する。 最低一つは平均 地にラインプロ ット(4m×50m)を 設置し、管理確認 する。	間伐においては、残存木と伐採木の位置を見取図で表すこと。 カーブにおいては、間隔が広くならない様に列を設けること。  <ul style="list-style-type: none"> ● 残存木 ○ 伐採木

8 写真管理

写真管理については、下記の事項に基づき整備するものとする。

- (1) 一般的事項
 - (ア) 施工箇所
 - ・ 施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）
 - ・ 施工の前後が確認できる林内写真
 - (イ) 出来形管理
 - ・ 施工前及び施工後の写真（撮影位置を示した図面を作成すること）
 - ・ 施工中の写真

- ・ プロットの設置状況（施工前及び施工後－プロット箇所の位置図作成のこと）
- ・ 伐採から搬出工程ごとの状況写真及び山土場集積状況写真
- ・ 搬出材積の確認を検知で実施した場合はその状況写真

(ウ) 安全管理

- ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
- ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況

(2) 撮影基準

面積区分 内容	事業地 20ha 未満	20ha～50ha
・ 施工前及び 施工後の状況	2ha ごとに 1 箇所以上	10 箇所以上
・ 伐採木の造材・ 集材状況	工程ごとに 2 枚以上	工程ごとに 10 枚以上

9 林地残材等のバイオマス利用について

- (1) ゼロカーボンの達成を目指した取組みとして、林地残材等の積極的なバイオマス利用に努めること。
- (2) 林地残材をバイオマス原料（バイオマス発電、チップ・ペレット用ストーブ、ボイラーの原料、薪等へのエネルギー源への利用）として販売した場合は、販売した数量（t）、金額及び販売先を報告すること（※報告はエネルギー源として利用したものに限るため、菌床、製紙用チップ、肥料等としての利用は含まない。）

10 森林作業道開設基準及び路網密度

- (1) 森林作業道の作設基準は、長野県森林作業道作設マニュアルによる。
- (2) 主に車両系システム（緩傾斜地）による集材作業は、路網密度（既設路網を含む）100m～250m/ha を目安とする（プロセッサ、ウインチ、グラップル、フォワーダ）。
- (3) 架線系システム（中～急傾斜地）による集材は、路網密度（既設路網を含む）15m～100m/ha 程度とする（スイングヤーダ、ウインチ、プロセッサ、フォワーダ等）。